

令和7年第5回京田辺市教育委員会定例会会議録

日 時 令和7年5月21日（水）午前10時00分 開会
午前11時20分 閉会
場 所 京田辺市役所3階305会議室

会議日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 教育行政報告 | |
| 日程第2 | 報告第18号 | 三山木地区における民間保育施設整備計画について（小規模保育事業所・留守家庭児童会） |
| 日程第3 | 報告第19号 | 京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱の制定について |
| 日程第4 | 議案第20号 | 京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱の廃止について |
| 日程第5 | 議案第21号 | 児童生徒数の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針について |
| 日程第6 | 議案第22号 | 京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第23号 | 教育財産の取得の申出について |
| 日程第8 | 議案第24号 | 京田辺市学校評議員の委嘱について |
| 日程第9 | 議案第25号 | 京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱等について |
| 日程第11 | 議案第27号 | 京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について |
| 日程第12 | 議案第28号 | 京田辺市社会教育委員の委嘱について |
| 日程第13 | 議案第29号 | 京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について |
| 日程第14 | 協議 | 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |

出席者

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	藤原	孝章
委員	上村	真代

委員	伊東	明子
委員	藤井	直

(事務局出席職員)

教育部長	櫛田	浩子
教育指導監	片山	義弘
教育部副部長	古谷	隆之
教育総務室担当課長	平岡	孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	南部	智彦
学校教育課長	田原	暁
学校給食課長	西村	明
社会教育課長	早田	陽輔
社会教育課担当課長	七五三	和広
こども未来部長	河本	佐和子
こども未来部副部長	内野	文彦
保育幼稚園課長	藤田	大典

(事務局書記職員氏名)

教育総務室総務係長	志場	吉洋
教育総務室再任用主査	鈴木	勝浩

会議の要旨

○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

○日程第1 教育行政報告

[報告]

前回の会議以降の教育行政関係行事及び議会審議状況について資料配付により報告。

[質疑]

なし

○日程第2 報告第18号「三山木地区における民間保育施設整備計画について（小規模保育事業所・留守家庭児童会）」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(伊東委員)

小規模保育事業所、留守家庭児童会は、それぞれ年齢制限などはあるのか。

(事務局)

小規模保育事業所については、そもそもの対象年齢である0歳児から2歳児までを対象とし、定員である19人を上限に受入れを行う。

留守家庭児童会については、特に年齢制限はなく、1年生から6年生まで受け入れていただく予定である。

(藤井委員)

送迎については、保育所、小学校から施設まで距離があるため、サービスとして送迎するという事か。

(事務局)

学校から留守家庭児童会まで事業者が児童を車で送迎することを想定している。

○日程第3 報告第19号「京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱の制定について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

補助金の予算額と申請団体数の見込みは。

(事務局)

予算額は年間約30万円で、年間で5団体程度の活用を見込んでいる。これまで単発事業で補助を行っていた区・自治会については、継続性のある事業で補助金を活用していただきたいと考えている。

(藤原委員)

施行日が7月1日であれば、申請期間が半年程度しかない。その期間で活動から報告までですとなると、今年度は時間的に厳しいのではないかと。

(事務局)

新要綱は7月1日施行だが、旧要綱についても、今年度は経過措置として6月末まで申請していただくことができる。新要綱についても活用していただけるよう周知していきたい。

(上村委員)

申請期間に制限があるのか。

(事務局)

補助要件を満たす事業について、事業実施年度の3月31日まで申請いただくことができる。

(藤井委員)

分館公民館の活用の活性化という意味で、下宿している学生や住民票を持たない学生などが活動する場合も申請できるのか。

(事務局)

補助対象は、区・自治会となる。

○日程第4 議案第20号「京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱の廃止について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

これまで補助金を活用した事業にはどんなものがあったのか。

(事務局)

令和6年度は、七夕まつり、ボウリング大会、子どもの夏まつりなどである。

(藤原委員)

補助金を見直すことで、従来の事業以外にどういった事業に活用されると想定しているのか。

(事務局)

新要綱は、公民館の有効活用のほか、大人が見守る中で子どもが勉強するなど幅広く活用していただくため制定するものである。

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第5 議案第21号「児童生徒数の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤原委員)

この方針は、京田辺市の公的な方針となるのか。

(事務局)

本日、議決をいただけたら、教育委員会の公式な方針として具体的な対策を進めていきたい。

(藤原委員)

市民に対してはどのように公開されるのか。

(事務局)

その他の議案と同じく、会議録とともにホームページに掲載する予定である。

(伊東委員)

なぜ三山木小学校区の特定地域選択制度だけ令和9年度実施なのか。

(事務局)

三山木小学校区から培良中学校区の田辺東小学校区までの距離が5キロを超え、何らかの通学支援が必要となることから、令和9年度の実施に向けて十分な検討を行うためである。

(藤井委員)

偏在解消に加えて、個別最適な学びに向けた柔軟な教育システムの展開を考えておられ、対策の方向性が定まっているのであれば、各対策を一斉に実施できるよう努めてはどうか。

(事務局)

実施に向けた準備等を勘案し、先に説明したスケジュールで実施したく考える。

(藤井委員)

「一定規模」は、別の議案では「おおむね30戸以上」と記載されているが、この議案には説明がない。補記してはどうか。

(事務局)

今後、将来にわたり、本方針に基づき対策を行うことになる。現時点ではおおむね30戸程度と想定していても、将来変わる可能性が十分あるため、あえて具体的な戸数は記載していない。

(藤原委員)

方針名を変更した理由をもう一度お伺いしたい。

(事務局)

当初、議案名と同じく「児童生徒の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針」という名称としていたが、総合教育会議で「ネガティブな印象があるため、義務教育で学校が選択できるというメリットを打ち出したポジティブな表現にした方がよい。」という意見があり、それを踏まえて「京田辺市立学校の良い教育環境の確保に向けた基本的な方針」という名称に改めた。

(藤原委員)

「個別最適な学びの保障」、「良い教育環境の確保」などの言葉を含める方がより斬新に見えるのではないか。

(事務局)

本方針は、偏在の解消に向けた対策の方針である。個別最適な学びなどは、新しい学校づくりプランにおいて示したい。

(藤井委員)

目指すべき学校規模を24学級以下とされているが、国が中学校を35人学級にする方針を示されれば見直しを余儀なくされないか。

(事務局)

文科省の大規模校、小規模校の基準は、あくまで学級数に応じて設定されており、大きく変わることはないと考える。策定中の新しい学校づくりプランにおいても、中学校が35人学級になる前提で進めている。

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第6 議案第22号「京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部改正について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

[採 決]

原案どおり可決された。

○日程第 7 議案第 23 号「教育財産の取得の申出について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤井委員)

見積書を見ると、あるメーカーだけ数量が少ないが、予備機を入れていないからか。

(事務局)

お見込みのとおり。

[採 決]

原案どおり可決された。

[会議の非公開]

日程第 8 から日程第 14 までの 7 件については、教育長が議事の内容を踏まえ、会議を非公開とすることについて提案し、委員全員から同意が得られたため、会議を非公開とすることとなった。

○日程第 8 議案第 24 号「京田辺市学校評議員の委嘱について」

○日程第 9 議案第 25 号「京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について」

○日程第 10 議案第 26 号「京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱等について」

○日程第 11 議案第 27 号「京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について」

○日程第 12 議案第 28 号「京田辺市社会教育委員の委嘱について」

○日程第 13 議案第 29 号「京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について」

日程第8から日程第13までの6件について、教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

議決を経るまで委員の委嘱ができなくなると、それぞれの組織は、年度初めから活動したくても委嘱されるまで活動できないことになるのか。

(事務局)

学校評議員については、新年度の評議員が委嘱されるまで前年度の評議員が代行できる旨規定を設けている。学校から委員を推薦していただく場合、どうしても委嘱がこの時期になるが、委嘱までにどうしても会議を開催しないといけなかったことがあり、前委員で対応した事例がある。

[採決]

議案ごとに採決の結果、いずれも原案どおり可決された。

○日程第14 協議「京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤原委員)

条例の名称に「こども誰でも通園制度」を含めた方が、内容が分かりやすいのではないか。

(事務局)

児童福祉法において本事業を「乳児等通園支援事業」と定義しているため、本条例名が適切だと考える。

(教育長)

要綱等に併記することは可能か。

(事務局)

令和8年度の実施に向けて周知等を行う中で「こども誰でも通園制度」を併記するなど効果的な方法を検討したい。

[会議を非公開とすることの終了宣言]

非公開事件の議事日程が終了したため、教育長が、会議を非公開とすることの終了を宣言した。

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。